

郡山地域道路整備促進期成同盟会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 郡山市は、郡山地域内の道路整備を積極的に推進するため郡山地域道路整備促進期成同盟会に対し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱で定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、道路整備のための調査研究、関係機関に対する請願及び陳情、各種団体との連絡調整を行う場合に、これに要する経費について交付するものとし、その額は予算の範囲内とする。

(申請書の様式等)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 補助事業収支予算書
- (3) 総会資料

(補助金等の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用した場合は、補助金の全部又は一部を返納させることがある。
- (2) 補助金等の収支状況を記載した会計帳簿、その他書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (3) その他、規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(実績報告書)

第5条 補助事業が完了したときは、規則第14条に規定する実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 補助事業収支決算書
- (3) 陳情書等事業の成果を証する書類

(補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付した補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交

付額確定通知書により当該期成同盟会に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第7条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

附 則

この要綱は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月7日から施行し、改正後の郡山地域道路整備促進期成同盟会補助金交付要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。